

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

【ふるさと納税ワンストップ特例制度とは】

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対して申請を行うことにより、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）

この制度の利用を希望する場合は、同封の申請書と必要添付書類を寄附した翌年の1月10日までに利府町商工観光課シティセールス係あて提出願います。

※御注意ください※

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

【ワンストップ特例を申請しても適用されない場合】

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をする、又は住民税の申告をする場合
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した場合
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない場合

※ワンストップ特例を申請した後で、町外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに利府町商工観光課シティセールス係に届け出れば特例が適用されます。また、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告された場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。確定申告をする場合は、寄附金に関する申告も忘れずにお手続きしてください。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

【提出先】 〒981-0112
宮城県宮城郡利府町新並松4番地
利府町商工観光課シティセールス係

【お問合せ】 022-767-2120